

01

第26回参議院議員通常選挙

【問い合わせ】
選挙管理委員会(麻生庁舎)
☎ 0299-72-0811

■ 任期満了に伴う参議院議員通常選挙が今夏行われる予定です

投票日・投票場所等については、ご自宅に郵送される投票所入場券をご確認ください。

▼ 行方市で投票できる方

- ①投票日現在で満18歳以上の日本国民
- ②公示日の前日において、引き続き3カ月以上住所のある方

※転出された方で新住所地の選挙人名簿に登録されなかった方は、行方市で投票することになります。その際、行方市に来ることができない場合は、不在者投票をご利用ください。

▼ 投票所

投票日当日は、あらかじめ指定された投票所以外では投票できません。投票に行く際は、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

※今回の選挙から中山投票区の投票所名が変更となります。(場所の変更はありません)
(変更前) 榎本地区農民研修センター
(変更後) 旧榎本地区農民研修センター

▼ 投票時間(投票日当日)

7:00～18:00

▼ 期日前投票

仕事や旅行等により投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- ・期間：公示日の翌日から投票日の前日まで
- ・時間：8:30～20:00
- ・場所：市役所各庁舎(麻生庁舎ロビー/北浦庁舎第4会議室/玉造庁舎ロビー)

▼ 新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、安心して投票できるように、投票所内での感染・まん延防止に取り組んだ上で選挙を実施します。

投票所の混雑緩和のため、期日前投票のご利用もお願いします。

有権者の皆さまへのお願いに関する事項

- ・投票の際はマスクの着用をお願いします。
- ・来場前、帰宅後の手洗い等の対策をお願いします。
- ・投票所では、有権者が持参した鉛筆を使用できます。
- ・周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。

▼ 不在者投票

投票所に行けない方は、不在者投票をご利用ください。

※不在者投票は、郵送によるやり取りとなりますので日数を要します。お早めのご相談をお願いします。

① 滞在地での不在者投票

仕事等で市外に滞在中の方は、行方市への投票用紙請求・受領後に、滞在先の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

② 指定施設における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中の場合、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは、各施設でご確認ください。

③ 郵便等による不在者投票

身体に一定の重度の障害を有する方や要介護(要介護状態区分：「要介護5」)の方は、郵便等による不在者投票制度があります。この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となり、この証明書をお持ちでない方や有効期限が切れている方は、事前に選挙管理委員会への申請が必要ですので、お早めに選挙管理委員会へご相談ください。

▼ 特定患者等の特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。濃厚接触者の方は、投票所等において投票できます。

詳しくは、総務省のホームページを確認し、不明な点は選挙管理委員会にお問い合わせください。

総務省ホームページ▶



02

令和3年度下半期 予算執行状況

【問い合わせ】
財政課（麻生庁舎）
☎0299-72-0811

一般会計

■歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	40億 563万円	40億 1339万円	100.2%
地 方 譲 与 税	2億 7937万円	2億 7937万円	100.0%
利 子 割 交 付 金	232万円	232万円	100.0%
配 当 割 交 付 金	2204万円	2204万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	2622万円	2622万円	100.0%
法 人 事 業 税 交 付 金	3935万円	3935万円	100.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	7億 7889万円	7億 7889万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億 3119万円	1億 3119万円	100.0%
環 境 性 能 割 交 付 金	2401万円	2401万円	100.0%
地 方 特 例 交 付 金	1億 950万円	1億 950万円	100.0%
地 方 交 付 税	60億 6647万円	60億 6647万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	316万円	316万円	100.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	3322万円	3433万円	103.3%
使用料及び手数料	1億 3976万円	1億 2540万円	89.7%
国 庫 支 出 金	38億 564万円	30億 1031万円	79.1%
県 支 出 金	11億 9912万円	3億 7609万円	31.4%
財 産 収 入	1億 620万円	8850万円	83.3%
寄 附 金	2億 5830万円	2億 4844万円	96.2%
繰 入 金	4億 7237万円	1億 162万円	21.5%
繰 越 金	7億 6541万円	7億 6541万円	100.0%
諸 収 入	3億 7321万円	3億 2092万円	86.0%
市 債	13億 1310万円	3億 8350万円	29.2%
合計	199億 5448万円	169億 5043万円	84.9%

■歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議 会 費	1億 5773万円	1億 4644万円	92.8%
総 務 費	46億 1199万円	22億 3392万円	48.4%
民 生 費	59億 9404万円	51億 7003万円	86.3%
衛 生 費	15億 1656万円	11億 503万円	72.9%
農 林 水 産 業 費	7億 1496万円	5億 6673万円	79.3%
商 工 費	2億 4276万円	2億 1447万円	88.3%
土 木 費	21億 4818万円	15億 5903万円	72.6%
消 防 費	8億 1360万円	7億 8491万円	96.5%
教 育 費	17億 4730万円	14億 6880万円	84.1%
災 害 復 旧 費	1万円	0	0.0%
公 債 費	19億 9952万円	19億 9948万円	100.0%
諸 支 出 金	0	0	—
予 備 費	783万円	0	0.0%
合計	199億 5448万円	152億 4884万円	76.4%

歳入 予算現額 199億 5448万円
収入済額 169億 5043万円 (84.9%)

歳出 予算現額 199億 5448万円
支出済額 152億 4884万円 (76.4%)

特別会計・企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	47億 1552万円	41億 2341万円	87.4%	47億 1552万円	41億 6006万円	88.2%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	39億 5937万円	38億 7952万円	98.0%	39億 5937万円	35億 7620万円	90.3%
	介護サービス事業勘定	847万円	978万円	115.5%	847万円	477万円	56.3%
後期高齢者医療特別会計	4億 3540万円	4億 1032万円	94.2%	4億 3540万円	3億 6453万円	83.7%	
水道事業会計	収益的収支	9億 7165万円	9億 6038万円	98.8%	8億 4452万円	7億 9636万円	94.3%
	資本的収支	3億 1968万円	1億 4997万円	46.9%	6億 2106万円	4億 1741万円	67.2%
下水道事業会計	収益的収支	8億 5875万円	8億 5846万円	100.0%	8億 5802万円	8億 748万円	94.1%
	資本的収支	4億 4114万円	3億 6502万円	82.7%	6億 8076万円	6億 1672万円	90.6%

基金の状況

■財政調整基金	16億 6465万円
■減債基金	6億 6576万円
■公共施設整備基金	10億 9411万円
■揚排水施設維持管理基金	7464万円
■なめがた振興基金	9643万円
■行方市ふるさと応援寄附金基金	1億 2968万円
■行方市合併振興基金	19億 174万円
■行方市防災まちづくり事業基金	4460万円
■玉造有機肥料供給センター改修等基金	9717万円
■行方市公共交通システム事業基金	1億 199万円
■行方市学習環境改善事業基金	1070万円
■実践的英語能力育成事業基金	570万円
■行方市森林環境譲与税基金	931万円
■国民健康保険支払準備基金	8192万円
■介護給付費準備基金	4億 5420万円
■下水道事業基金	2億 7427万円
合計	67億 687万円 ※現在高

出資金等の状況

■株券	4470万円
■出えん金	4000万円
■出資金	5億 6522万円
■寄託金	2548万円
■債権	2300万円
合計	6億 9840万円 ※現在額

市債の状況

■一般会計債	163億 1084万円
■水道建設事業債	23億 5080万円
■下水道建設事業債	46億 509万円
合計	232億 6673万円 ※未償還額

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。

今回は、令和4年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。



※数値は表示単位未満を四捨五入しています。

03

国民健康保険税

【問い合わせ】
 税務課（麻生庁舎）
 ☎ 0299-72-0811

■ 令和4年度から国民健康保険税が改正されました

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に安心して医療機関を受診できるように運営されている医療制度です。茨城県国民健康保険運営方針における保険料（税）水準の統一に向けた検討により、令和4年度から県内全ての市町村で大きな改正がありました。

▼ 改正内容

- ・平等割を廃止し、賦課方式を所得割と均等割の2方式に改正
- ・国の税制改正に伴い課税限度額を見直し
- ・子ども（0歳～18歳※4/1時点で18歳未満まで）の均等割を5割減額
 国と地方の取り組みとして令和4年度からはじまる未就学児の均等割5割軽減に合わせ、市独自に対象年齢を延長し、18歳未満までの均等割を5割減免します。ただし、世帯所得による軽減制度の該当となる場合は、軽減の割合に合わせ減免額が変更となります。

▼ 計算式

国民健康保険加入者全員の①医療保険分・②後期高齢者支援金分・③介護保険分を合計して計算します。また、それぞれに上限（限度額）が設けられています。

	① 医療保険分		② 後期高齢者支援金分		③ 介護保険分	
	0歳～74歳まで				40歳～64歳まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	6.7%	7.4%	2.1%	2.9%	1.9%	2.5%
均等割 (1人あたり)	24,000円	36,000円	7,000円	17,000円	16,000円	18,000円
平等割 (1世帯あたり)	26,000円	廃止	8,000円	廃止	0円	廃止
課税限度額	630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円

04

障害者相談員

【問い合わせ】
 社会福祉課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111

■ 障害者相談員を紹介します

市では、障害者相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員を下記の方に委嘱しています。相談員は障害がある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽に相談してください。※任期は、2024年3月31日までです。

▼ 身体障害者相談員

伊藤 伸一郎 ☎ 0299-72-1487
 原 喜美子 ☎ 0291-35-0235
 080-8025-1112
 樽見 八重子 ☎ 0299-55-0330

▼ 知的障害者相談員

宮内 文子 ☎ 090-4706-4043
 出久根 さゆり ☎ 0291-35-3066
 原田 俊江 ☎ 0299-55-0791

05

児童手当

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 6月から児童手当の制度が一部変更になります

▼ 現況届の提出が原則不要

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者状況（前年の所得、児童の養育状況等）を住民基本台帳等で確認できた方は、現況届の提出が原則不要となります。

※ただし、一部受給者の方については、引き続き現況届の提出が必要となります。該当する方については、6月に現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

▼ 特例給付に係る所得上限限度額について

令和4年10月支給分（6月～9月分）から、児童を養育している方の所得が下表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付の支給はされません。

・① 所得制限限度額未満の場合（児童手当）

児童が3歳未満： 月額 15,000円
 児童が3歳以上（小学校修了前）： 月額 10,000円（第3子以降は月額 15,000円）
 中学生： 月額 10,000円

・① 所得制限限度額以上②所得上限限度額未満の場合（特例給付）

年齢問わず、児童1人当たり月額一律 5,000円

・② 所得上限限度額以上の場合

・① 児童手当・特例給付は支給されません。（資格消滅となります）

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人 (児童1人の場合等)	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

詳しくは、6月中旬ごろ送付の「児童手当のお知らせ」をご覧ください。

06

国民年金保険料

【問い合わせ】

国保年金課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

水戸南年金事務所

☎ 029-227-3251

■ 国民年金についてのお知らせ

▼ 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額 16,590 円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により、早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、納付期限までに納付をお願いします。

▼ 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。失業や所得が少ないなど経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。令和4年度分（令和4年7月分から令和5年6月分まで）の免除等の受け付けは、令和4年7月1日（金）から開始されます。

▼ 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の国民年金保険料が免除になり、届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。出産前に申請される際は、母子手帳など出産日等の確認ができるものをお持ちください。

▼ 会社を退職したときは年金の切り替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

※各手続きは、国保年金課（玉造庁舎）または麻生・北浦庁舎総合窓口室で受け付けています。

07

特設人権相談

【問い合わせ】

総合窓口課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

水戸地方税務局鹿嶋支局

☎ 0299-83-6000

■ 人権相談所を開設します

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記相談会場までお越しください。

▼ 日時

6月1日（水）

10:00～12:00 13:00～15:00

※相談は、全て無料です。

※相談に来られる際には、検温等の体調管理とマスクの着用へのご協力をお願いします。

▼ 会場

麻生公民館 1階 第1会議室

北浦公民館 1階 講義室3

玉造公民館 1階 談話室

※新型コロナウイルス感染拡大等があった場合は、中止になります。あらかじめご了承ください。

08 令和4年度行方市事業者経営支援金

【問い合わせ】
商工観光課（北浦庁舎）
☎0291-35-2111

■ 行方市事業者経営支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた市内に本社を置く法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者または市内に住所を有する個人事業者で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する方へ、事業の継続を支える資金として支援金を支給します。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者および小規模企業者
- (2) 主な収入を事業収入（営業等・農業）で申告した個人事業者

▼ 支給対象の主な要件

- (1) 2021年の年間事業収入等が、2020年または2019年（以下「基準年」という）のいずれかと比較して減収率が20%以上かつ減収額が200万円以上であること。
- (2) 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (3) 交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと。
- (4) 行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団の関係者でないこと。

▼ 支給金額

○減収率が20%以上かつ減収額が1,000万円以上である事業者

50万円（1回限り）

○減収率が20%以上かつ減収額が200万円以上1,000万円未満である事業者

25万円（1回限り）

▼ 申請期間

6月1日（水）～**8月1日**（月）

▼ 申請方法

○電子申請：市ホームページからアクセス

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page010705.html>



○書面申請：郵送または商工観光課へ持参
※郵送の場合には、簡易書留等送付物の追跡ができる方法で送付してください。

〒311-1792 行方市山田 2564-10

商工観光課 事業者経営支援金担当 宛

▼ 必要書類

- (1) 申請書兼請求書
市ホームページからダウンロードまたは商工観光課に備え付けてあります。
- (2) 申告書類
※税務署または市役所の收受日付印、電子申告の場合は受信通知があること。
 - ①基準年および2021年の確定申告書第一表または市民税・県民税申告書（**個人事業者**）
 - ②基準年および2021年の青色申告決算書または収支内訳書（**個人事業者**）
 - ③基準年および2021年の確定申告書別表一および法人事業概況説明書等（**法人事業者**）
- (3) 市内で事業を営んでいることが確認できる書類（市内に事業所を有し、かつ、市外に住所を有する個人事業者に限る）
- (4) 住所地における完納証明書または未納がない証明書（市内に事業所を有し、かつ、市外に住所を有する個人事業者に限る）
- (5) 申請者本人名義の口座通帳の写し
- (6) 本人・代表者確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書等）
- (7) 委任状（任意の様式で可）代理の方が来庁する場合は、来庁者の本人確認書類

09

不法投棄に注意
アプリで不法投棄の通報【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 不法投棄が多発しています

市内において、大型深枠ダンプによる空き地などを狙った【ゲリラ投棄不適正残土堆積】事案が多発しています。また「一時的に資材置き場として貸してほしい」・「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと知らない相手に話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられたりする事例が県内で発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、自分の土地は自分の手で守りましょう。

『不法投棄を見かけたら不法投棄 110 番へ通報を!!』

『TEL 0120-536-380』

受付時間：平日 8:30～17:15

(受付時間外は、環境課までご連絡ください)



(写真) 市内に不法投棄された残土

■ アプリでの通報にご協力ください

皆さまのスマートフォンなどのモバイル端末から、アプリをダウンロードし、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメントなどを添付・入力するだけで、簡単に投稿できるようになりました。投稿していただいた不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に情報が提供されます。皆さまの通報のご協力をお願いします。

※詳しくは、茨城県廃棄物規制課不法投棄対策室ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/1fuhotokitaisaku/fuhoutokitaisaku.html>

不法投棄通報アプリ：PIRIKA（ピリカ）

世界最大規模のごみ拾いアプリケーション

地域の清掃活動の活性化に活用され、これまでに約 80 万人以上が参加し、累計 1.4 億個以上のごみが回収されています。



▲ダウンロードはこちらから

10

第 64 回水道週間

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ スローガン「大切な 水と一緒に 暮らす日々」

6月1日(水) から7日(火) まで、全国一斉に水道週間が実施されます。

市では、今後もより質の高い安全で良質な水を安定的に供給できる水道施設の整備に努めます。

水道事業の取り組みに今後ともご協力をよろしく申し上げます。



11

幼稚園・学校支援ボランティア

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 幼稚園・学校支援ボランティアを募集します

幼稚園や学校の教育活動や環境整備活動など、ボランティアとして活動していただける地域の方を募集しています。ボランティアにお申し込みいただいた方は「幼稚園・学校支援ボランティア一覧」に登録され、幼稚園や学校からの依頼を受けて活動を行います。地域の幼稚園や学校を支援していく活動なので、謝金や交通費などの支給はありません。ただし、ボランティア活動中の事故については、市が加入する保険内にて対応させていただきます。

▼ 活動場所

市内幼稚園・市内小中学校

▼ 支援内容（例）

習字の指導、読み聞かせ、絵画の技術指導、学習の補助、施設内の環境整備、部活動の指導、保育の見守り 等

▼ 申し込み方法

「行方市幼稚園・学校支援ボランティア登録書」（各公民館に設置または市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、生涯学習課（北浦庁舎2階）へ直接持参、FAX、郵送、Eメールのいずれかでお申し込みください。

▼ 申込先

〒311-1792 行方市山田 2564-10
行方市教育委員会生涯学習課
FAX 0291-35-1785
メール name-shogaku@city.namegata.lg.jp

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」

Lucky FM
茨城放送
FM 88.1/94.6 AM 1197/1458

Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

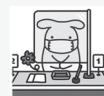
■周波数 76.7MHz

広告



JAなめがたしおさい 年金・ローン・共済無料相談

- 年金** : 年金の専門家である社会保険労務士が相談に応じます。年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。
- ローン** : 住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。
- 共済** : ご加入中の保険等内容などを無料診断します。



※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約の上、ご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

開催店舗：北浦支店（行方市山田 3018-2） ☎0291-35-2211

開催店舗：麻生支店（行方市島並 857-2） ☎0299-72-0068

開催日時：7月9日（土）午前9時～午後3時

開催日時：7月16日（土）午前9時～午後3時

12

市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

口座振替のススメ

市税等のお支払いには、口座振替が便利！登録すれば、来年度からも自動で振替されます！年度途中からの申し込みも可能です！**7月末納期限の税金・保険料**なら、**6月中の申し込み**で口座振替登録ができます。

この機会にぜひ、口座振替を登録してみませんか？

銀行で登録したい！

銀行のお届け印・通帳・納税通知書
を留意して銀行窓口で申し込み

市役所で登録したい！

キャッシュカード・身分証明書
を留意して市役所各庁舎の窓口で申し込み
(ご家族の方でも申し込みできます)

インターネットで登録したい！

キャッシュカード・身分証明書
インターネット接続機器・メールアドレス
を留意して、ホームページから申し込み

【口座振替可能な金融機関】

常陽銀行 筑波銀行
水戸信用金庫 佐原信用金庫
なめがたしおさい農業協同組合 ゆうちよ銀行

※インターネットでの申し込みは、なめがたしおさい農業協同組合には対応していません。

【申し込み方法の詳細について】

各申し込み方法の詳細については、収納対策課までお問い合わせいただくか、市ホームページからご確認ください。



市ホームページ

【口座振替(自動払込み)収納サービス】 →

【<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page000030.html>】

事業主の皆さまを対象とした共通納税システムのお知らせ

個人住民税(特別徴収分)を、地方税共通納税システム(eLTAX)を使ってインターネットから納付することができます。(納付にかかる手数料は無料です)

行方市で納付可能な税目

- 個人住民税(特別徴収)
- 個人住民税(退職所得分) ※納入申告がeLTAXで電子的に送付されている場合
- 法人市民税

サービス内容や利用手続きについては、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

【<https://www.eltax.lta.go.jp/>】

【eLTAXホームページ】

eLTAXヘルプデスク

【受付時間】9:00～17:00(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
【電話番号】0570-08-1459 (つながらない場合:03-5521-0019)

6月の市税と保険料は・・・

市・県民税 第1期 介護保険料 第2期

納期限(振替日)は6月30日です。